

農地中間管理事業にかかる事務業務委託交通費支給基準

公益財団法人 三重県農林水産支援センター

1 支給対象 通勤距離が片道2 km 以上である者

2 支給額

①交通機関利用者 運賃等相当額

②自動車・自動二輪

2km 以上 5 km未満	3,000 円 (片道)
---------------	--------------

5 ~ 10	5,200
--------	-------

10 ~ 15	8,100
---------	-------

15 ~ 20	10,900
---------	--------

※この額を月平均通勤日数である21日で除したものに、出勤実績日数をかけた額。10,900円を上限とする。